

確定申告

大切ですね。自分で書くこと。

申告書は
自分で書いて
お早めに。

郵送で窓口で
お早めに。

所得税・贈与税
事業税・住民税

3 15
(木)まで

消費税・地方消費税
(個人事業者)

4 2
(月)まで

確定申告は、税金の精算手続きであるとともに、一年間の事業などの総決算といえます。準備はもうお済みですか？
税務署は期限間近になると大変混み合い、長時間お待ちいただくことがあります。
ご自分で作成された申告書は、お早めに便利な郵送で！

確定申告の期間

2月16日(金)～
3月15日(木)
※消費税・地方消費税は、
4月2日(月)まで

確定申告が必要な方

- 事業所得（商業、工業、農業、医業、漁業などからの所得）や不動産所得（地代、家賃）などのある人で、一年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人。
- 土地、建物などを譲渡した人。
- サラリーマンで年収が二千万円を越える人、給与以外の所得が二千万円を越える人、二方所以上から給与を受ける人。

サラリーマンの 還付申告

確定申告をする義務のない人でも、次のような場合に確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ① マイホームをローンなどで取得した場合
 - ② 多額の医療費を支払った場合
 - ③ 災害や盗難にあった場合
 - ④ 年の中途で退職し、再就職しなかった方で、年末調整を受けなかった場合
- 所得税の確定申告は、二月十六日(金)から三月十五日(木)までですが、この還付を受けるための申告は一月から受け付けています。

自分で書いて



納税は期限内に！

所得税の納付期限は、申告の期限と同じ三月十五日(木)です。期限内に納税しましょう。

期限を過ぎると、延滞税がかかったり、財産の差押処分や公売が行われることがあります。うっかり期限をお忘れになることがないようにご注意ください。

確定申告に必要なもの

- 印鑑
- 送付された申告書をお持ちの方はその「申告書」
- 給与所得のある方は、「源泉徴収票」
- 公的年金（国民年金、厚生年金、農業者年金など）の受給者は、平成十二年中に支払いを受けた年金の源泉徴収票
- 各種控除に必要な書類（医療費控除、生命保険料・個人年金保険料控除、損害保険料控除、住宅ローン控除、生命共済、建物共済などの領収書及び証明書）※領収書等は、整理し内訳書に記入のうえ持参してください。
- その他参考となる資料

所得税の主な改正点

- ★ 青色申告特別控除額が引き上げられました。

改正前	改正後
45万円	55万円

- ★ 扶養控除額の割増特例が廃止されました。

年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額の割増特例が廃止されました。

扶養親族の区分	改正前	改正後
最少扶養親族(16歳未満)	48万円	38万円

- ★ 今年も定率減税(20%)が実施されます。【上限25万円】